

+

+



★CONTENTS★

★ ニュース・トピックス *****page2

直近の労働・社会関連記事一覧

★外国人技能実習生の現状②*****page3

最新法務省統計より

★ 労務管理上のQ&A こんな時あんな時***** page 4

傷病手当金と老齢年金の併給は？

★ ベイリーフの庭から（編集後記）*****page4



★ニュース・ラインアップ★

直近の労働新聞の記事をポイント掲載いたしました。

1. 固定残業代 一方的な減額認めず (2022/07/18)

医薬品開発業務の請負などを営む(株) インテリムで働いていた労働者が賃金減額などを違法として訴えた裁判で、東京高等裁判所(志田原信三裁判長)は固定残業代の減額を有効とした一審判決を変更し、一方的な減額は認められないと判断した。一審の東京地方裁判所は労働基準法所定の方法で算定した金額を下回らない限り、どのような方法で支払っても自由であると指摘。固定残業代を廃止し、実労働時間に応じた割増賃金を支払う扱いに変更するのに、労働者の同意は必要ないとしていた。

2. 裁量労働制見直し 本人同意を前提に適用 (2022/08/01)

厚生労働省は、裁量労働制見直しの方向性などを示した「これからの労働時間制度に関する検討会報告書」を取りまとめた。労働者が自らの意思で自律的・主体的に働くことを選択できるよう、裁量労働制の適用に当たり、本人の同意を得るようにするのが適当と提言した。運用中に同意が撤回された場合には、制度の適用から外れることを明確化する。健康確保の徹底に向け、使用者に求める健康・福祉確保措置の強化も提起した。措置のメニューの追加や、複数措置の実施などの案を盛り込んでいる。

3. 精神障害認定基準 評価事項にカスハラ追加 (2022/08/08)

厚生労働省は、精神障害に関する労災認定請求の大幅増加を受けて、認定基準の見直しに向けた検討を進めている。認定基準全般を検証し、より迅速・的確に心理的負荷を評価できるようにするのが狙い。このほど、有識者による専門検討会に対し、心理的負荷につながる「対人関係」に関する具体的出来事として、カスタマーハラスメントを追加する案を提示した。その内容として、「顧客や取引先、施設利用者等から(著しい)迷惑行為を受けた」を盛り込む。

4. 外国人技能実習 管理委託契約解除は有効 (2022/08/08)

外国人技能実習生の受入れ企業が監理団体との業務委託契約を打ち切ったところ、一方的な破棄は無効と訴えられた裁判で、東京高等裁判所(矢尾渉裁判長)は契約解除を有効とした一審判決を維持した。監理業務の委託は準委任契約に当たると指摘。民法 651 条 1 項の規定により各当事者はいつでも解除できると判断している。技能実習の運用要領は、監理団体を変更する際、当事者間のトラブル防止のため、技能実習生、受入れ企業、変更前後の監理団体、送出機関の 5 者の同意を得るのが望ましいとしている。

★外国人技能実習生の問題点②★

最新法務省統計より

不法在留者となってしまう問題

失踪すると在留資格の活動をしないことになり、すなわち不法残留となります。

1. 技能実習生の不法残留者数(失踪人数)の増加

2021 年 1 月 1 日現在の外国人全体の不法残留者数は、82,892 人です。

2020 年は対前年比 11.8%増となっています。

そのうち「技能実習」の不法残留者数は 1 万 3079 人と 2 位で 15.8%を占めます。

ちなみに 2019 年の失踪者数は 8,796 人で、2015 年の 5,803 人から約 1.5 倍に増えています。

2. 技能実習生の失踪の理由

では技能実習生が失踪する理由は何でしょうか？

「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム」の調査結果によると、2015 年から 2018 年にかけて失踪者数は約 2%で推移しています。同じ 2%でも新規技能実習入国者数が増えているので、数字の上では 5,803 人から 9,052 人と約 3,249 人増加しています。

失踪技能実習生を受入れていた 631 企業の違反内容は以下のとおりです。

- 1 位 残業時間不適正 231 人
- 2 位 割増賃金不払い 195 人
- 3 位 賃金からの過大控除 92 人
- 4 位 契約賃金違反 69 人
- 5 位 最低賃金違反 58 人



1 位の残業時間不適正は残業時間が多すぎる、労働法で決められた残業時間を超過しているという意味でしょう。

2 位～5 位は賃金関係が占めます。技能実習生に日本でお金を貯めて何をしたいのかを聞くと、家族のために家を建てる、子供の教育費などがほとんどです。

家族と離れて家族のために出稼ぎに来ていることを考えると、賃金に関することが不満要因の上位を占めるのは納得がいきます。

労働力不足が解消しない限り、今後も技能実習生は増加すると思います。

一番思うのは双方が WINWIN で納得し、技能実習生が実習終了後、日本を好きになって帰国しているのだろうか、ということです。

★ 労務管理上のQ&A こんな時あんな時 ★

第129回

傷病手当金と老齢年金の併給は？

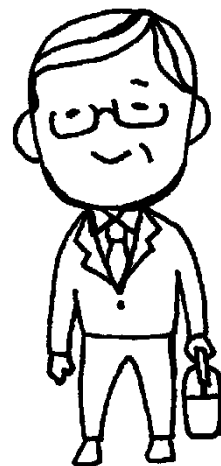
Q、当社では今月末に65歳になる嘱託社員が再雇用後65歳の期間満了で退職という時期に、自宅の階段から転げ落ちて大ケガをしました。在職中であるため、傷病手当金は請求できますか？
また、退職後、老齢年金の全額支給も始まりますがこの場合、両方の受け取ることが出来ますか？

A、傷病手当金は在職中に受ける在職老齢年金とは調整がなく両方受給することができますが、退職後は、給与との調整がされない満額の老齢年金を受け取るようになりますから、傷病手当金と併給はしないことになっています。

退職後の傷病手当金について

- ①被保険者期間が継続1年以上あること
- ②資格喪失時に傷病手当金を受けているか、または受ける条件を満たしていること
- ③退職日当日に勤務していないことの3点です。

傷病手当金と老齢年金の両方が受給できる場合には、原則傷病手当金は支給されません。年金額を360で割った額と傷病手当金の額を比べ、傷病手当金が多い場合は、その差額が傷病手当金として支給されることになっています。
老齢年金と調整されず傷病手当金が支給された場合は、調整後の傷病手当金を返還しなければなりません。傷病手当金支給申請書には、「健康保険の資格を喪失した方について、老齢年金を受給していますか」という項目がありますので、そこに必要事項を記入することが大事です。



★ベイリーフの庭から★

・ ・ ・ 編 集 後 記 ・ ・ ・

今年の夏は過酷なほどの暑さで連日過去の記録を更新しています。もう少ししたら収まるかもしれないとのことで少しは安どしていますがどうでしょう？

それにしても新型コロナも収まらず、申請した案件の決定が遅いのはもしかしたら各役所の人員不足が原因かもしれません。特に雇用保険関係が遅れがちです。諦めて、今はただ自分自身が感染しないように祈るだけです。

・ ・ ・ 発 行 ・ 制 作 ・ ・ ・



ベイリーフ労務管理事務所

〒260-0853

千葉市中央区葛城3-7-30

TEL 043-222-5337 FAX 043-225-1317

E-mail office.bayleaf@gmail.com

<https://www.officebayleaf.com>